計画(素案)からの主な変更点について

変更箇所		理由	変更内容
1章 P7	図表1-4	大阪市こども計画の策定状況 に合わせて時点修正	図表1-4「大阪市社会的養育推進計画の位置づけ」における大阪市こども計画の説明内容を修正
3章	(1)前計画における目	東部こども相談センターの工事	令和 8 年度には4か所目の東部こども相談センターの開設が予定されており↓ ⇒ 令和 9 年度には4か所目の東部こども相談センターの開設が予定されており に修正
P20	標 9行目	期間の変更に伴い修正	
6章	(3) 令和6年度末時	東部こども相談センターの工事 期間の変更に伴い修正	一時保護所の施設整備を計画通りに進めており
P32	点での目標達成見込み		⇒ 一時保護所の施設整備を <u>概ね</u> 計画通りに進めており に修正
6章 P34	上段の※	こども相談センターの整備状況 を時点修正	新中央こども相談センターを建設し、令和7年3月に移転 <u>(予定)</u> 。東部こども相談センター・南部こども相談センターについても 着工予定。 ⇒ 新中央こども相談センターを建設し、令和7年3月に移転。東部こども相談センター・南部こども相談センター か全(一時保護所)については、令和6年度から建設中。南部こども相談センターの大規模改修を令和7年度着工予定。
6章	(2)資源の整備・取組	東部こども相談センターの工事	令和 8年度中 の開設を目指して整備 ⇒ 令和 9年度中 の開設を目指して整備 に修正
P34	方針 1行目	期間の変更に伴い修正	
6章	(2)資源の整備・取組	こども相談センターの整備状況	令和7年3月 素 の中央こども相談センター移転後
P34	方針 4行目	を時点修正	⇒ 令和7年3月の中央こども相談センター移転後 に修正
6章	年度ごとの整備目標	東部こども相談センターの工事 期間の変更に伴い修正	令和8年度 130人 ⇒ 130人 (年度中に170) に修正
P35	①一時保護施設の定員数		令和9年度 180人 ⇒ 170人 (年度中に180) に修正

変更箇所		理由	変更内容
8章 P50	3 計画期間における整 備・取組方針等(1)基 本的な考え方	第9回児童福祉審議会での委員 意見、第5回社会的養育専門部 会委員意見を踏まえ追記	<u>こども相談センターと里親支援センターは、里親が養育上の困りごとを相談しやすくなるよう、協力体制を強固にして里親を支援する。</u>
9章 P61	(2) 資源の整備・取組 方針 最終行	第9回児童福祉審議会での 委員意見を踏まえ修正	業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援など について。検討していく。 ⇒業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援など を実施するとともに、対策について 効果検証を行い、施設の状況を踏まえ必要となる対策の検討を行う。
10章 P65	3 計画期間における整 備・取組方針等(1)基 本的な考え方	誤記修正	児童自立生活援助事業 I 型 \Rightarrow 児童自立生活援助事業 $\overline{\textbf{\textit{M}}}$ I 型 児童自立生活援助事業 I 型 I 型 児童自立生活援助事業 I 型 児童自立生活援助事業 I 型
11章 P68	(2) 直近の取組結果 (イ) 児童相談所の複数 設置	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和 8年度中 の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進め ⇒ 令和 9年度中 の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進め に修正
11章 P68	(3) 令和6年度末時点での目標達成見込み	東部こども相談センターの工事 期間の変更に伴い修正	児童相談所の複数設置について整備計画通りに進めており ⇒ 児童相談所の複数設置について <u>概ね</u> 整備計画通りに進めており に修正
11章 P70	(2) 資源の整備・取組 方針 10行目	東部こども相談センターの工事期間の変更に伴い修正	令和8年度中の開設を目指して整備を進める(令和5年度末~令和8年度:建設工事、 令和8年度中:開設予定)。 ⇒ 令和9年度中の開設を目指して整備を進める(令和5年度末~令和8年度:建設工事、今和9年度中:開設予定)。 に修正
資料編 P73~		参考資料として追加	大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿、社会的養育推進計画策定経過、施設等入所児童に対するアンケート回答結果、施設等退所後児童に対するアンケート回答結果、用語の説明を掲載